

# 平成 28 年度

## 第 1 回大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会会議概要

- 日 時：平成28年9月26日（月） 15：30～17：45
- 場 所：東和薬品 RACTAB ドーム（府立門真スポーツセンター）フリールーム
- 出席状況：出席委員 5名  
（事務局）教育委員会 保健体育課 首席指導主事 1 名、総括主査 1 名、  
主査 1 名、副主査 1 名、主事 1 名
- 傍聴者：0名

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員の紹介

### 4 視 察 東和薬品 RACTAB ドーム（府立門真スポーツセンター）視察

### 5 議 事（委員長：□、委員：▲、事務局：△）

#### （1）委員長選出

△：大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則第5条第1項に基づき、委員一致により委員長の選出。

△：大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則第5条第2項に基づき、過半数以上の委員の出席により委員会の成立とする。

#### （2）評価委員会の運営方針について

△：大阪府附属機関条例及び大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則に基づき本評価委員会を設置。会議の成立、過半数での議事を決する、評価委員会の所掌事務について

⇒ 了

#### （3）評価基準（評価項目）について

#### （4）評価方法について

#### （5）今後のスケジュールについて

（3）～（5）は関連性があるため併せて説明

#### 【評価の流れ】

△：管理運営業務について点検・評価を行い、それを指定管理者にフィードバックすることで、さらなる府民サービスの向上につなげていくためのものである。

施設利用者からの意見（アンケート実施）については議事6で審議いただきたい。

①施設利用者からの意見（アンケート実施）

②指定管理者が自己評価

- ③指定管理者が施設所管課（保健体育課）へ自己評価結果を報告
- ④保健体育課が指定管理者へヒアリング
- ⑤保健体育課が指定管理者を評価
- ⑥保健体育課が指定管理者に対して行った評価結果を指定管理者評価委員会へ報告
- ⑦必要に応じ、指定管理者評価委員会が指定管理者に対して立入検査や指定管理者へのヒアリング等を実施
- ⑧指定管理者評価委員会が保健体育課の評価の内容について点検を実施
- ⑨指定管理者評価委員会が保健体育課に対して指摘・提言
- ⑩保健体育課が対応方針を策定・公表

<質疑応答等>

- ：評価の流れについては、了承する。ただし、議題6（施設利用者へのアンケートについて）の審議結果により、「必要に応じアンケートを実施する」に修正を行うこと。

【評価の段階】

- △：・指定管理者による自己評価
- ・保健体育課による評価
- ・評価委員会による評価

<質疑応答等>

- ▲：特段意見なし
- ：評価段階について了承する。

【評価の基準、手法及び方法】

- △：・評価基準については、府（行政改革課）がひな型を作成。
- ・指定管理者選定の際に下記の①～②は、引き続き評価項目に入っており、4施設を選定する際にも選定基準として使用。
  - ①提案の履行状況に関する項目
  - ②適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項
- ・新たに追加したのは、利用者満足度調査、自主事業、その他創意工夫など、府民サービスの向上という観点から、③「さらなるサービスの向上に関する事項」。
- △：・評価基準のひとつの項目ごとに、提案項目以上の実施状況が認められるものは「S 優良」、提案項目どおりの実施状況が認められるものは「A 良好」、ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるものは「B ほぼ良好」、提案項目の実施が今年度は進んでいないものは「C 要改善」とし、それぞれ、Sは4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点に点数化し、項目数に応じた得点で評価する。
- ・「C（要改善）評価が1項目でも入った場合には、要改善項目は指摘、提言欄に記載するとともに、改善のための対応方針にも記載し、改善を図りたいと考えている。

#### <質疑応答等>

- ▲：・「Ⅰ 提案の履行状況に関する項目」の評価項目「(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果」及び「(4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果」と「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」の評価項目「(2) 自主事業」の評価基準が重複する部分がある
- ・「Ⅰ 提案の履行状況に関する項目」の評価項目「(4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果」の評価基準にある「自主事業」において、「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」の評価項目「(2) 自主事業」があるということは、「Ⅰ 提案の履行状況に関する項目」の「自主事業」では、評価として「S 優良」の評価をつけることはできず、評価として「A 良好」が一番高い評価となるのか。
- △：・「Ⅰ 提案の履行状況に関する項目」については、あくまでも提案内容を履行しているかに対し評価をする。
- ・「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」については、提案内容以外に実施した内容に対し評価をする。
- ・本箇所に係る評価基準及び評価点の考え方については、明確にする。
- ▲：その他基準、評価方法については特段意見なし
- ：評価の手法において、「Ⅰ 提案の履行状況に関する項目」の評価項目「(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果」及び「(4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果」と「Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項」の評価項目「(2) 自主事業」に係る部分については、評価基準を明確化にすることで了承とする。また、それ以外の基準や評価方法については了承する。

#### 【今後のスケジュール】

- △：・10月に指定管理者による自己評価。
  - ・11月に指定管理者へのヒアリングを実施。
  - ・12月に第2回評価委員会の開催。
  - ・2月に対応方針策定。
  - ・3月には対応方針及び評価結果を公表。
- 指定管理者が次期事業計画に内容を盛り込んだうえで作成。

#### <質疑応答等>

- ▲：特段意見なし
- ：平成28年度大阪府立体育会館等指定管理者の評価方法及び今後のスケジュールについて了承する。

#### (6) 施設利用者へのアンケートについて

- △：・府が主体で毎年11月の1ヶ月間施設利用者へアンケートを実施。
- ・アンケートの周知方法は、保健体育課のホームページへの掲載や施設のカウンター等に用紙を配置。

- アンケート回収数は低く、回答のない施設もある。
- 各施設の指定管理者が実施しているアンケートもある。
- 引き続き府が主体となってアンケートを実施していくことの可否について

< 質疑応答等 >

- ▲：• 過去の回答数を考えると、利用者全体の意見として取り上げにくい。
- 評価結果をもとにアンケート内容を精査し必要に応じ実施するほうが効率的
- ：審議の結果、評価結果をもとに必要な応じアンケートを実施することとする。

#### (7) その他

△：特段の議題なし

#### 5 閉会

事務局が閉会宣言を行う。

参考：第2回大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会は、12月中に開催予定。